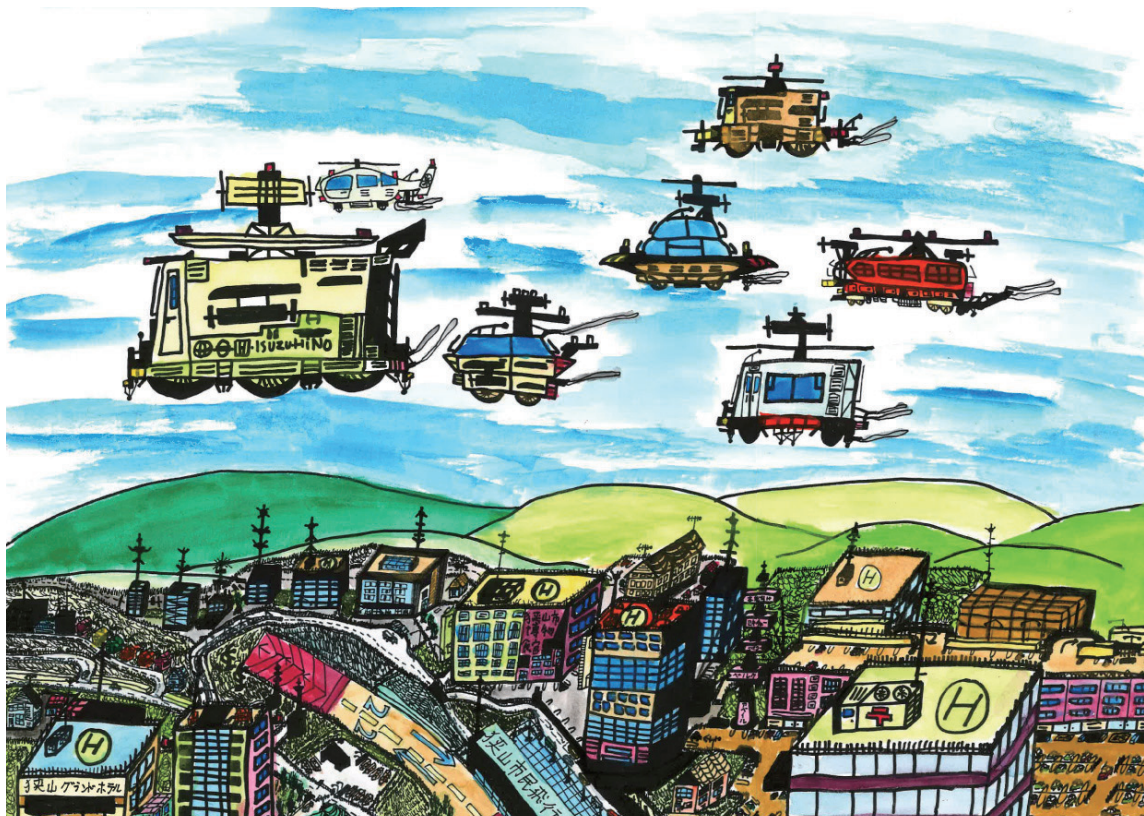


第4章 産業経済

～活力のある産業を育てるまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



（南小学校5年）

「狭山茶をのんでにこにこえがおのまち」

（入間川東小学校4年）

第4章 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
産業経済 （活力のある産業を育てるまちをめざして）	1	総合的な産業振興の推進	33	新たな企業・事業者の育成	(1)	企業誘致の推進
					(2)	創業・起業・事業拡大の促進
			34	地域産業の支援の充実	(1)	中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実
					(2)	産業支援機能の強化
	2	地域産業の振興	35	地域商業の活性化	(1)	商業活動の活性化支援
					(2)	消費活動の安定
			36	工業の活性化	(1)	工業地域の環境整備
					(2)	工業活動の活性化支援
			37	農業の活性化	(1)	安全・安心な農産物の安定供給の促進
					(2)	狭山茶の生産の振興
					(3)	農業の担い手の育成・確保
					(4)	地場農産物の消費拡大
					(5)	耕作放棄地対策の推進
					(6)	農業生産基盤などの整備と維持管理
			38	狭山の地域資源を活用した観光の推進	(1)	地域資源の活用・発信
	3	雇用と労働環境の充実	39	雇用の促進と勤労者福祉の充実	(1)	雇用機会の拡充
					(2)	人材育成・能力開発の促進
					(3)	労働環境や福利厚生の実現

施策 33

新たな企業・事業者の育成

施策の目指す姿

企業の立地による産業集積が進むとともに、新製品の開発などにより、企業活動が活発化し、雇用の機会が確保されています。

施策の現状

近年は、圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域などにおいて企業誘致を進め、製造業や流通業などの企業の立地が進んでいます。

本市は、優れた技術を有する企業や大学が多数存在している県西部地域にあり、人的資本も豊富であることから、各企業が互いの強みを生かし、共同研究・共同開発を盛んに行っています。

新たに市内へ進出しようとする企業に対しては立地を促進し、新たな分野を開拓しようとする企業や起業家に対しては、狭山市地域新事業創出基盤施設（さやまインキュベーションセンター21）※において、産官学連携による共同開発などの支援を行っています。

また、各種セミナーの開催を通して、新たな分野の開拓に取り組む企業や、地域の課題解決に向けた事業を新たに展開する NPO 法人や各種団体、市民の育成に取り組んでいます。

市の財政や市民生活の安定には、産業振興が重要であり、まち・ひと・しごと創生法※に基づくしごとづくりが求められています。

施策の課題

- 一層の産業集積を図るためには積極的な企業誘致を推進するとともに、研究開発や創業・起業を促進するため、さやまインキュベーションセンター21の活用・支援に取り組むことが必要です。

※狭山市地域新事業創出基盤施設（さやまインキュベーションセンター21）とは
企業や個人起業家の育成支援を目的とした起業家育成施設のこと。

※まち・ひと・しごと創生法とは

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として制定された法律。

主なとりくみ

(1) 企業誘致の推進

- 地域経済の発展と雇用機会を拡大するため、計画的な土地利用転換の推進及び企業立地奨励金の活用により、企業の誘致に積極的に取り組むとともに、企業の新規立地や既存施設の拡張に対する支援を実施します。

(2) 創業・起業・事業拡大の促進

- 関係機関と連携した各種セミナーの開催やさやまインキュベーションセンター21の活用などにより、新たな製品またはサービスの研究・開発に取り組む企業や地域の課題解決に向けた事業などを新たに展開する起業家の育成を促進します。
- 中小企業・小規模企業・起業家による新たな製品開発のための施設の提供や課題解決のための指導など総合的な支援を実施します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
企業立地奨励金活用件数（新規立地分） （平成 20年度以降の累計）	16件	26件
埼玉県起業家育成資金活用件数 （平成 22年度以降の累計）	85件	170件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業の新設や施設拡張にあたっては、市内での立地を検討しましょう。
- 創業・起業を検討しましょう。
- さやまインキュベーションセンター21を活用しましょう。
- 市内立地企業や地域課題を解決する企業などの、商品やサービスを積極的に利用しましょう。

施策 34

地域産業の支援の充実

施策の目指す姿

中小企業・小規模企業の経営が安定し、業種間の枠を越えた交流などが進み、地域経済が活性化しています。

施策の現状

人口減少・少子高齢化などによる需要の縮小や就業構造の変化、また急激な為替変動などが中小企業・小規模企業の経営や資金繰りに多大な影響を及ぼしています。

中小企業・小規模企業の経営は、様々な外的要因に影響されやすいことから、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、中小企業・小規模企業に対する国や県の支援メニューが整備されています。

本市では、中小企業・小規模企業の経営安定化と発展に資するため、制度融資のあっせんや、中小企業・小規模企業を対象とした経営相談や人材の育成などの支援を実施しています。

また、産業労働センターで実施している、「知の市場」※や「ミートアップ事業」※を通じて、中小企業・小規模企業が他の企業や金融機関・大学などと連携・協力しながら地域にある資源を生かし、新商品・新サービスを開発する動きも見られます。

施策の課題

- 地域経済を活性化するためには、中小企業・小規模企業が抱える課題の解決に必要な支援制度の周知や活用促進、並びに産業労働センターを拠点とした交流・連携の場づくりが必要です。

※知の市場とは

現場で培った経験を持つ幅広い分野の人々と受講者が集い、互いに自己研鑽・自己実現を行うことを目的とした事業

※ミートアップ事業とは

創業者及び創業希望者が、経営や開発等の課題に関する情報交換・研究を目的として集う場を提供する事業

主なとりくみ

(1) 中小企業・小規模企業の経営安定化支援の充実

- 関係機関と連携し、中小企業・小規模企業への有益な情報の提供、経営相談や人材の育成、各種融資制度の利用促進などの支援を行います。
- 中小企業庁などが発信する支援メニューの利用促進に向けて、中小企業・小規模企業が情報を取得しやすい環境づくりを行います。

(2) 産業支援機能の強化

- 中小企業・小規模企業が、業種間の枠を越え、新たな価値を創造できるよう、産業労働センターを中心に、異業種間交流や企業間共同事業を推進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
融資利用件数（設備資金分） （平成 22 年度以降の累計）	85 件	187 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、経営相談及び経営診断の活用や各種制度融資を利用しましょう。
- 企業は、異業種間交流の活用や企業間共同事業に参加しましょう。

施策 35

地域商業の活性化

施策の目指す姿

商業者に対し、必要な支援策を実施することで、消費が喚起され、地域商業が活性化し、消費活動も安定しています。

施策の現状

本市の地域商業は、地域経済の発展や雇用の創出に限らず、市民の交流の場として、消費活動を支える役割を担ってきましたが、郊外型大型小売店舗の進出による商圈の変化や、市民のライフスタイルの変化などにより、活性化への道筋が見えにくくなっています。

このようななか、近年は狹山市駅周辺を中心市街地（中心商業拠点）として捉え、市街地の整備改善を経て地域商業の活性化を進めており、あわせて、商店街の共同施設維持管理や、活性化に向けたイベントなどの活動を支援しています。

今後は、少子高齢化による地域社会の変化に対応し、地域が必要とするサービスを提供できるよう、さらなる地域商業の活性化が求められています。

施策の課題

- 地域商業が活性化し、市民の消費活動が安定していくためには、商業活性化に向けた方針の検討と策定に加え、地域も一体となって商業者を支える仕組みづくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 商業活動の活性化支援

- 地域の実情に応じ、商業者・商店街自身の取り組みを一体的に支援できるよう、狭山商工会議所と連携し、国や県の支援制度の活用を促進します。
- 狭山商工会議所と連携し、商業者を対象に経営診断や経営相談の活用を促すとともに、新規出店を希望する者に対し、必要な支援策を提供します。

(2) 消費活動の安定

- 大型店の立地に際して、地域の消費活動を支えつつ地域貢献が促進されるよう、必要なガイドラインを整備します。
- 地域ニーズや消費者ニーズに応えるサービスを提供する商業者・地域活動団体の活動を促進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
商業者・地域活動団体などが連携し、地域ニーズや消費者ニーズに応える新たな活動を実施した件数	0 件	3 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 商業者が地域経済を支える一翼を担い、地域社会において重要な役割を果たしていることを理解しましょう。

施策 36

工業の活性化

施策の目指す姿

工業地域の環境整備や活動への支援により、企業活動が活性化するとともに、企業の研究開発力が向上し、競争力が高まっています。

施策の現状

本市の製造品出荷額等は、県内トップクラスを維持しています。

市内の川越狭山工業団地、狭山工業団地及び圏央道狭山日高インターチェンジ周辺地域において、多くの製造業や流通業関係の企業が立地しており、地域経済の発展や雇用確保の面においても重要な役割を果たしています。

このようななか、企業活動が円滑に行えるよう、企業立地奨励金制度や工場立地法地域準則条例を活用するとともに、中小企業・小規模企業が抱えている様々な課題の解決のため、狭山商工会議所や一般社団法人首都圏産業活性化協会の専門相談員による経営支援相談業務を実施しています。

施策の課題

- 工業が活性化するためには、周辺環境との調和に加え、人材・施設設備・資金の確保など経営環境の整備、並びに競争力向上に向けた研究開発の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 工業地域の環境整備

- 既存の工業地区やその周辺の工業地について、工業会などと連携し、企業活動が円滑に行えるよう環境整備を促進します。

(2) 工業活動の活性化支援

- 産業労働センターを産業情報の発信・交換の場として活用し、地域産業に関する情報提供や異業種間の交流などにより、工業活動の活性化を支援します。
- 人材の確保や建物の老朽化など、企業が抱える課題が解決し、安定した経営が持続するよう、専門相談員による適切な指導や情報提供、資金的支援などを実施します。また、中小企業・小規模企業の研究開発力や競争力向上のため、企業間や産官学の交流を促進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
企業立地奨励金活用件数（増設企業分） （平成 20 年度以降の累計）	15 件	25 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、市と協力して、企業活動環境を整備しましょう。
- 企業は、産業労働センターを活用しましょう。
- 企業は、市の企業活動支援策を活用しましょう。

施策 37

農業の活性化

施策の目指す姿

農業の担い手の確保や農業生産基盤の整備などによって、農業経営が安定し、高品質で安全・安心な農産物が生産され、地産地消が進んでいます。

施策の現状

本市では、東京都心から約 40km という立地条件のもと、大消費地に隣接した地理的優位性を活かした野菜栽培中心の農業経営が展開されています。

近年は、食育や食の安全に対する意識の高まりから、地産地消や安全・安心な農産物が求められており、有機 100 倍運動[※]推進事業、特別栽培農産物認証制度[※]の推進、エコファーマー認定制度[※]の推進などに取り組んでいます。

本市の地場農産物である里芋、ほうれん草、枝豆などは、首都圏の市場から高い評価を受けており、農産物に付加価値をつけて販売する取り組みも行われています。古くからの特産物である狭山茶については、商品開発や PR を積極的に行い、消費の拡大に努めています。

また、認定農業者[※]を中心に、農用地の利用集積や先進的技術の導入などを含む生産方式、経営管理の合理化を推進しています。

農業施設については、その整備により農業生産性の向上や経営の近代化を促進していますが、農業就業者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少により、遊休農地が増加傾向にあります。

施策の課題

- 農業の安定化に向け、地産地消、安全・安心な農産物の供給、生産性や品質の向上、製品開発への支援や情報提供を進めるとともに、農地の集約化や共同営農など、地域での取り組み、並びに農業基盤施設の適正な維持管理と老朽化への対策が必要です。

※有機 100 倍運動とは

環境にやさしい農業の推進と安全・安心な農産物の安定供給に向け、農薬と化学肥料を 50%削減することを目標とする県の運動のこと。

※特別栽培農産物認証制度とは

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、より安全・安心な農産物を消費者に提供するため、県が定めた慣行基準に比較して、節減対象農薬と化学肥料の双方を 5 割以下に減らして栽培された農産物について県が認証する制度のこと。

※エコファーマー認定制度とは

平成 11 年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、農業者の堆肥などを使った土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う導入計画を県が認定する制度のこと。

※認定農業者とは

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村から認定された農業者のこと。

主なとりくみ

(1) 安全・安心な農産物の安定供給の促進

- 特別栽培農作物認証制度やエコファーマー認定制度の活用を通じ、農薬や化学肥料の使用を抑えた特別栽培農作物の増産と有機肥料を使用する環境に優しい農業を奨励し、安全・安心な農産物の安定供給を促進します。また、有機栽培農業の技術の向上を促進します。

(2) 狭山茶の生産の振興

- 優良品種茶樹への改植を支援するなど、茶の生産性の向上と高品質化を促進します。また、茶を利用した商品開発の促進によって、特産品である狭山茶ブランドの一層の確立と消費の拡大に取り組みます。

(3) 農業の担い手の育成・確保

- 農業経営を安定させるため、農用地の利用集積などにより効率的な利用を促進します。また、就農相談の機会の拡充などにより、農業後継者や新規就農者の確保を促進します。

(4) 地場農産物の消費拡大

- 各種イベントやあぐれっしゅげんき村などにおいて、安全で安心な地場農産物のPRや地産地消による利用拡大を通じ、販路や消費の拡大を促進します。
- 観光農業事業などを通じ、農業や農産物をはじめとする自然の恵みの大切さに対する理解の向上に努めます。

(5) 耕作放棄地対策の推進

- 県など関係機関と連携し、農用地の利用集積を推進するとともに、新規就農者や後継者の育成を推進し、耕作放棄地の解消に取り組みます。また、農業経営に意欲的な企業などの農業参入を促進します。

(6) 農業生産基盤などの整備と維持管理

- ほ場整備*や畑地灌漑施設などの整備を進めるとともに、農業施設機能保全計画に沿って、土地改良施設などの適正な維持管理と老朽化への対策に取り組みます。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
JA いるま野の一元出荷*の売り上げ (うち狭山市分)	1,721,521 千円	1,800,000 千円
エコファーマー認定人数	37 人	50 人
農用地の利用集積面積	2.6ha (平成 26 年度分)	15ha (平成 28 年度以降の累計)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 農業者は、安全・安心な農産物を生産しましょう。
- 茶農家は、狭山茶の生産性の向上と高品質化に努めましょう。
- 安全・安心な有機栽培などによる農産物への関心を持ち、地場農産物を積極的に消費しましょう。

※ほ場整備とは

狭小・不整形な農地を一定の大きさと形状に整理する区画整理を主体に、併せて用排水路、農道などの整備を総合的に行う事業のこと。

※一元出荷とは

JA いるま野管内の市町村で生産された農作物をJA いるま野に集約し、市場に出荷すること。

施策 38

狭山の地域資源を活用した観光の推進

施策の目指す姿

観光資源が活用され、市民が狭山を深く理解し、誇りを持ち、情報発信することで、人の交流が生まれ、観光客が増加しています。

施策の現状

本市では、観光事業を総合的に推進する狭山市観光協会を支援するとともに、市や観光協会の公式ホームページをはじめ、様々な宣伝媒体を活用し、観光事業・イベントなどの情報を発信しています。本市の主な観光資源として、智光山公園や県営狭山稲荷山公園、入間川などの豊かな自然、毎年8月に開催される入間川七夕まつり、特産品として名高い狭山茶などが挙げられますが、近年、特に入間川七夕まつりの竹飾りづくりなどの担い手が不足しつつあります。

このようななか、観光は、旧来の見て楽しむ観光から体験型・参加型観光へと変化し始めており、地域の人、文化、暮らしなどが観光資源として注目されています。地区のまちづくり事業において観光マップを作成し、ウォーキングを行うなど、市民が狭山についてもっと深く知りたいという機運も高まっており、市民・行政・企業などが一体となって、新たな視点で狭山の魅力を発掘し、市内外へ発信しようとする動きがあります。

施策の課題

- 地域の資源を活かした新たな観光の開発と情報の発信が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域資源の活用・発信

- 文化財や豊かな自然などの様々な地域資源が、新たな観光資源として活用されるよう、狭山市観光協会などと連携しつつ、インターネットやSNS、AR マップ*などを活用した観光情報を発信します。
- 企業や農業者、市民団体などによる活動で、観光資源となるものについては、狭山の魅力の発信・伝達に向けた取り組みとして支援します。
- 入間川七夕まつりは、市民との協働事業を進めつつ、さらなるにぎわいの創出を推進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 25 年度	平成 32 年度
七夕まつり来場者数	130,000 人	140,000 人
項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
公式フェイスブックの観光記事閲覧数	341,676 件	360,000 件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 観光資源を発掘・再確認し、情報を発信しましょう。
- 「見る」から「参加・体験」へ、入間川七夕まつりなどのイベントに積極的に参加しましょう

※ AR マップとは

AR マップとは、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する、AR (Augmented Reality) 技術を利用した観光マップのこと。

施策 39

雇用の促進と勤労者福祉の充実

施策の目指す姿

就労を希望する市民が等しく勤労の機会を得ることにより、生活基盤が確立するとともに、中小企業・小規模企業で働く勤労者の福利厚生面が充実しています。

施策の現状

県内の雇用情勢は持ち直しているものの、企業の経営状況は総じて厳しい状況にあり、非正規雇用者や若年の未就労者が増加する一方、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出が進み、画一的な勤務形態でなく、多様な働き方に対するニーズが高まっており、求人と求職が一致しない雇用のミスマッチも生じています。

このようななか、本市では、産業労働センターに就労関連相談窓口（ふるさとハローワーク・離職者支援総合相談・内職相談室・若者サポートセンター）を開設し、就労に関する様々な相談に対応しており、就労に必要な基礎知識を学ぶための講座（TOEIC・簿記など）や各種の資格取得検定も実施しています。

また、中小企業・小規模企業で働く勤労者や事業主の福利厚生を充実させるため、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの活動を支援しています。

施策の課題

- 雇用の促進と勤労者福祉を向上させるためには、各種支援機関との連携や、多様なケースに対応した就労講座の開催、並びに勤労者の福利厚生事業の活用が必要です。

主なとりくみ

(1) 雇用機会の拡充

- 市内企業や狭山商工会議所と連携し、インターンシップによる就業体験や就職面接会などの実施により、若年求職者の雇用機会の拡充を推進します。また、産業労働センターを中心に、女性・中高年者などの就職活動や生活支援までを含めた相談体制を充実します。
- 求人情報サイト「茶レンジ JOB さやま」を活用し、地域の雇用情報を効果的に提供するとともに、人材を広域的に確保するため、市外にも積極的に情報を発信します。

(2) 人材育成・能力開発の促進

- 各種労働講座や技能習得のための講習会などの情報を適切に提供します。また、子育て中の母親、若年未就労者、中高年の求職者などを対象とした講座を産業労働センターで開催し、就労に向けた人材育成や能力開発を促進します。

(3) 労働環境や福利厚生の実

- 事業所における労働環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた情報提供・啓発を行います。
- 中小企業・小規模企業勤労者の福利厚生の向上を目的とした、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、企業の会員加入を促進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
茶レンジ JOB さやまの登録企業数(累計)	280 社	360 社
一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンター 会員数(累計)	2,615 人	2,800 人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 企業は、インターンシップの学生の受入れや職場体験を推進しましょう。
- 就労に向けた能力開発のための労働講座や講習会を活用しましょう。
- 企業は、労働環境の整備やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組みを実施しましょう。
- 中小企業・小規模企業は、福利厚生向上のため、一般財団法人狭山市勤労者福祉サービスセンターへ加入しましょう。